

## 山梨県立甲府西高等学校同窓会会議細則（案）

### 第1条（趣旨）

この細則は、山梨県立甲府西高等学校同窓会会則第7条並びに第8条の規定に基づき、総会・理事会・常任理事会・三役会に関し必要な事項を定める。

### 第2条（役割）

1 総会では、次に掲げる事項について決議をすることとする。

- (1) 年度事業報告・会計報告に関する件
- (2) 年度事業計画・事業予算に関する件
- (3) 定期総会の会計予算・会計報告に関する件
- (4) 役員改選・新役員委嘱に関する件
- (5) 会則の変更に関する件
- (6) 特別会計に関する件
- (7) 会則に関わる細則に関する件
- (8) 理事会にて総会決議とされた事項に関する件
- (9) 同窓会に関わるその他の重要な事項に関する件

2 理事会では、次に掲げる事項について協議及び決議をすることとする。理事会の成立は

- (1) 前項の総会に関わる件
- (2) 年度事業に関する件
- (3) 定期総会に関する件
- (4) その他、常任理事会にて理事会協議もしくは決議とされた事項に関する件

3 常任理事会では、次に掲げる事項について協議及び決議をすることとする

- (1) 前項の理事会に関わる件
- (2) 常任理事が担当する部会及び事務局の活動に関する件
- (3) 緊急やむを得ない場合で、総会が開けない場合に決議する件
- (4) その他、三役会にて常任理事会協議もしくは決議とされた事項に関する件

4 三役会では、会長が必要とした事項について協議し、方向性等を確認する。

### 第3条（議長）

各会議には議長を置き、会長がこれにあたる。但し会長が指名した会員が代行することが出来る。

### 第4条（決議）

1 総会の決議は、出席会員の過半数の同意を得てこれを定める。

2 理事会の決議は、議決権を有する出席会員の過半数の同意を得てこれを定める。

- 3 常任理事会の決議は、議決権を有する出席会員の過半数の同意を得てこれを定める。但し第2条3項(3)の場合は、議決権を有する者の半数以上の出席(委任状含む)を必要とし、その半数の同意を得てこれを定める。

#### 第5条(参加者及び議決権者)

- 1 総会は、次に掲げるものが議決権を持つ参加対象者とする。

- (1) 会員

- 2 理事会は、次に掲げるものが議決権を持つ参加対象者とする

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任理事
- (4) 実行委員長
- (5) 支部長
- (6) 回生理事
- (7) 会計監事
- (8) 顧問

※理事会では、参加対象者の希望があれば、リモートで参加できる対応を行う。

- 3 常任理事会は、次に掲げるものが議決権を持つ参加対象者とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任理事
- (4) 実行委員長

- 4 三役会は、次に掲げるものを参加対象者とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局長

- 5 会長は、議案に関連がある人を理事会・常任理事会・三役会に参加させることができる。

#### 第6条(その他)

この細則に定めるものの他、各会議に関し必要な事項は、常任理事会の決議を経て、内規として定めることができる。

付則 本細則は、令和6年5月12日から施行する。